

広島県告示第五百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東深津西地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
福山市	東深津町六丁目	二六二九番一	標柱一号
		二六二八番四	標柱二号
		二六三〇番一五	標柱三号
		二六三九番四	標柱四号
		二六三〇番三	標柱五号
		二六三〇番二	標柱六号